

(案)

【市職員の業務のポイント】**市主催のイベントの開催について**

○感染防止対策と経済社会活動の両立のため、国の12月以降の催物の開催制限の方針及び県の協力要請に基づき、業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策の下での安全なイベントを開催していく。

(1) 業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策の徹底

- ・ 消毒の徹底
- ・ 定期的な換気
- ・ マスク着用の担保
- ・ 参加者及び出演者の制限
- ・ 参加者の把握
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
- ・ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
- ・ 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールの推奨、埼玉県LINE コロナお知らせシステムのQRコードの掲示

(2) 国の12月以降の催物の開催制限（収容率及び人数上限）の遵守

- ・ 収容率は、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは50%以内
- ・ 人数上限は、収容人数10,000人超は収容人数の50%、収容人数10,000人以下は5,000人
- ・ 期間は、令和2年12月1日から令和3年2月28日まで

(3) 県の「年末年始を含めた今後の働き方・業務のポイントにおけるイベント開催（県主催）」を準用

(参考) 埼玉県第 32 回新型コロナウイルス対策本部会議資料より

「年末年始を含めた今後の働き方・業務のポイントにおけるイベント開催（県主催）」

1 開催にあたっては、オンラインでの実施を検討

2 開催する場合感染対策を徹底して実施

- ・参加者にマスクの着用を義務付けること
(マウスシールド・フェイスシールド不可)
- ・入場時に参加者の体温を測定すること
- ・消毒液による手指消毒を促すこと
- ・施設の換気性能等も考慮しつつ 1 時間に 2 回換気を行うか、常時換気を行うこと
- ・参加者の名前、住所、電話番号等を把握し、名簿を管理すること
(座席がある場合、名簿に座席位置も合わせて記録すること)
- ・(原則) 立食パーティー等飲食を伴うものの開催は禁止すること
- ・(座席がある場合) 前後左右の座席間隔を 1 m 以上あけること
- ・参加者がそろって歌う、大声を出すプログラムにしないこと
- ・(参加者が発言する場合) 前の座席との間隔を 2 m 以上あける、パーティションを設置する、スタンドマイクを活用し周囲に人がいない位置で発言するなど、飛沫防止対策を徹底すること
- ・マイク使用後は毎回、消毒を行うこと
- ・参加者が感染した際、主催者に速やかに連絡できるよう、連絡先を明示しておくこと
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) のインストールを推奨するとともに、埼玉県 LINE コロナお知らせシステムの QR コードを掲示し読み取りを促すこと

3 イベント参加者に対し入場できない場合を予め明示

- ・ 2 日前から当日までに体調不良のある方
- ・ PCR 検査を受け、結果が判明していない方
- ・ 保健所から新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断され、感染者との最終接触日から 14 日間経過していない方
- ・ 海外から帰国して 14 日未満の方